

慶應義塾大学学術情報リポジトリ  
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	宮澤秀爾君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.4 (2000. 4) ,p.124- 132
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000428-0124">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000428-0124</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

修了後、ソウルの本省だけでなく、日本やパプア・ニューギニアの韓国大使館に勤務したこともあり、本論文は孫君のフィールド・ワークの賜でもある。しかも、激務の傍ら、博士請求論文を日本語で執筆したことを高く評価したい。

よって審査員一同は、本論文が博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしい内容であると判断し、ここにその旨報告する次第である。

平成二二年一月二一日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員	田中 俊郎
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員哲学博士	添谷 芳秀
副査	慶應義塾大学名誉教授 防衛大学校校長法学博士	松本 三郎

## 宮澤秀爾君学位請求論文審査報告

宮澤秀爾君の提出した博士学位請求論文「民主主義制度のダイレンマ——ロシア連邦における市場経済化・政治クリーヴィジ形成の新制度派分析——」は、共産主義崩壊後のロシアにおける民主主義制度化が抱える構造的ダイレンマを市場経済形成の問題と関連させながら説明するという野心的な目標を掲げている。また、それは合理的選択新制度論や新制度派経済学を旧共産圏諸国の体制移行の政治経済学的分析に適用しようとする実験的試みでもある。論文の構成は次の通りである。

はじめに

——本研究のもとになる基本的問題意識について——

### 第1編 理論

第1章 合理的選択新制度論・新制度派経済学の基本的考  
え方

歴史的制度論と合理的選択制度論

第2章

新制度派経済学の基本的考え方

市場経済・民主主義への体制転換の一般理論——  
財産権アプローチに基づく政治クローヴィジ形成  
のマクロ・モデル——

はじめに

1. 民主主義の「制度化」と大政党  
2. 市場メカニズムと「対立の代理人」として  
の政党の形成

3. ポスト共産主義転換の研究へのインプリケ  
ーション——結びに代えて

第2編 ケース・スタディ

第3章

ポスト共産主義ポーランドにおける旧共産党の政  
権復帰の理論分析——SLDは本当に社会民主主  
義勢力として戻ってきたのか——

1. 着眼点

2. 共産主義体制下での財産権構造

3. 新制度派経済学に基づくポスト共産主義ポ  
ーランド私有化の分析

4. 議会選挙・大統領選挙における投票行動の  
分析

むすび

第4章

なぜエリツィン政権はラテン・アメリカ型「テク  
ノクライト右派」と定義できるようになったのか

1. 「我々の家ロシア」結成の背景

2. 連邦レベルでの「権力党」が抱える財産権  
構造の制度分析

むすび

第5章 「テクノクライト右派」エリツィン政権とラテ  
ン・アメリカ「官僚的権威主義体制」の内部ク  
ロヴィジの相似性について

1. オドンネルの「官僚的権威主義モデル」と  
新制度論に基づく修正

2. ロシアにおける「効率追求派」

3. ロシアにおける「仲間内資本主義派」  
むすび

おわりに——ロシアが抱えるラテン・アメリカ的病状と「国  
家」再構築の必要性

第1章では、本論文を通して一貫して用いられている合  
理的選択新制度論と新制度派経済学の基本的な考え方が論  
じられている。著者は、そのために、ポーランドにおいて  
旧ノーメンクラトゥーラ（共産主義体制の既得権階層）で  
あり、市場経済化が始まってから私有化された旧国营企業  
の経営権や株式を保有するようになった人々が、なぜ私有  
財産制度の徹底を主張し、その他の部分ではプレーヤーの

市場志向型行動に一切介入しないような右派政党を創ろうとしないのかという問題を取り上げ、旧ノーメンクラトゥーラという経済主体の「限定合理性」について分析している。この点について、合理的選択制度論と歴史的制度論を対比させつつ、「制度」の観点から論じているのである。

学問的な手法として二つの新制度論の間に優劣があるわけではないが、著者は種々の事象に対してどちらのアプローチがより適当であるかをよく吟味する必要がある、「中間レベルの制度」の形成・定着過程の最中にあるポスト共産主義体制転換の分析のためには、合理的選択制度論（制度が人間の完全合理的な行動願望を制約する）を用いることが適当であると結論している。さらに、ポスト共産主義体制転換においては、市場経済の実際の形態がプレーヤーの行動の合理性を強く「限定」しているとの観点から、著者は新制度派経済学の基本的な考え方に論を進め、「財産権」、「国家」、「トランザクション・コスト」などの分析概念を提示し、それらを分析手段として使用することがなぜ必要かを具体例を挙げながら説明している。

第2章では、市場内部における財産権の分配のされ方が民主主義体制における政治クリーヴィジ（政治的裂け目／政党システム）の形成にどのような影響を与えるかという

問題を理論化しようとしている。著者は、「完成度」の高い市場に基づく民主主義モデルと「完成度」の低い市場に基づく民主主義モデルを区別しており、前者が出現するためには、市場形成の初期段階で恣意的に私有財産制度に手を加えたりせずに、財産権の「排他性」の保全に努め、経済ユニット間の交換・取引契約の徹底に尽力する「国家」の存在が必要になると指摘している。そのような「国家」が支える市場経済が形成されれば、一方にプレーヤーが自由に競争できる「完成度」の高い市場の枠組みを徹底するだけの「小さな政府」を志向する勢力が形成され、他方に前述のような「国家」の存在を基本的に犯すことなく、それに加えて、市場システムが生み出す結果に必ずしも満足しないプレーヤーに配慮しようとする「大きな政府」を志向する勢力が出現し、両者が対抗するクリーヴィジが誕生するといっているのである。

しかし、そのような「国家」が存在しない場合には、市場形成以前に生産財に対して「非市場的・政治メカニズム」を通じて管轄権を行使してきた階層がかなりの同質性を有していたか、そしてその同質性を維持したまま生産財に対する所有権制度の転換を生き延びることができるかどうかを分岐点として、「保護者の政党」が支配的地位にあ

るケースと断片的政党制をとるケースが存在する。

第3章では、ポスト民主主義ポーランドにおいて、なぜ旧共産党が政権に復帰するようになったのかという疑問を解明しつつ、その過程で、ポスト共産主義体制転換についての政治経済学的分析への新制度派経済学の援用の有効性を論じている。著者は、まず共産主義体制下のポーランドの財産権構造に対して「プリンシパル・エイジェント関係」の概念を適用し、生産財に対する「国家所有」が建前にすぎず、実際にはどのアクターも生産財に対して排他的財産権を行使することができないという「共有」状態が存在したこと、分権化経済改革によって、末端のエイジェントである企業長が企業について詳細な情報と最大の管轄権を握る一方、そのことが企業の生産効率の向上に全く結びつかなかったこと、共産主義支配の末期にはプリンシパルである「国家」が相当に形骸化していたことなどの点を指摘している。

次に、ポスト共産主義の「私有化」過程の分析から、著者は上述の諸点が共産主義崩壊後の財産権の分配に多大な影響を与えた事実を明らかにし、様々な理由から「ヴァウチャー私有化」（国民に低価格で、私有化される企業の株式を購入するための投資マネーであるヴァウチャーを配布

した）が十分に機能せず、「自発的私有化」と「インサイダー私有化」が財産権の再分配の有力な方法になったと指摘している。「自発的私有化」とは、本来「国家」が所有しているはずの財産をノーメンクラトゥーラが「国家」の監督外で不当に低い価格で買い上げることである。上層のノーメンクラトゥーラを買収することによって、企業長は自分が管轄権を握っている企業を非常に安く入手したり、国营企業が上げた利益やその資産を地方レベルの党官僚と共同で設立した民間会社に売却したり、貸与したりした。このような財産分配を背景にして、旧共産党は、経済改革によって打撃を被った階層だけでなく、「自発的私有化」や「インサイダー私有化」によって財産権を獲得し、その後も必ずしも市場ルールに従っていない旧ノーメンクラトゥーラ層からも支持される「保護者の政党」として政権の座に復帰したのである。

第4章では、一九九五年五月に結成され、同年一二月の議会選挙で敗れた「我々の家ロシア」を抱える財産権構造を分析することによって、九六年初めの時点までに、エリートイン政権がラテン・アメリカ型「テクノクラート右派」勢力を基盤とするようになっていたことを論証しようとしている。著者は、まずチェルノムイルジン元首相が以前に

社長を務めていたロシア最大の天然ガス採掘企業「ガスプロム」をめぐるコネクションを分析し、(1)旧ソ連時代に省庁が握っていた経済権限を政治家、官僚が私企業に転化させ、大規模な燃料エネルギー産業資本が生まれたこと、(2)歴代の旧ソ連政権によって維持されてきた「国家独占体」がそのまま「私的独占体」に生まれ変わったこと、

(3)「国家」・産業資本・金融資本の癒着構造ができあがったこと、(4)以上の特徴が腐敗を呼ぶ温床を多く抱えていることなどを指摘している。そして、そこから議論を一般化し、「財産権」概念を使用して、「自発的私有化」だけでなく、「私的独占」、金融・産業グループの形成に寄与した「株式のためのローン」プログラムなどを分析している。

次いで、著者はラテン・アメリカ諸国には、(1)「国家」が大企業からの圧力(特に財政援助に関して)に対して脆弱である、(2)高度の独占状態、保護主義が存在する、(3)肥大化した官僚制度と大資本との間に構造的な「もたれあい」が存在する、(4)大資本からの税金徴収システムが弱体であるなどの特質が存在したこと、また、その結果として、「国家」と金融・産業大資本が相互に自律した存在になりえない市場システムが形成され、それを支える政治勢力として「テクノクラート右派」が台頭したこと、ロ

シアにおいてもほぼ同様の特質をもつ市場システムが形成され、それを支える「テクノクラート右派」勢力として「我々の家ロシア」が結成されたことなどを指摘し、その全面的な支持を獲得したエリツィン政権がラテン・アメリカ型「テクノクラート右派」勢力を社会基盤とするようになったと結論づけている。

第5章では、一九九八年三月まで続いたチエルノムイルジン内閣時期のエリツィン政権とその社会的基盤がオドネルの「官僚的権威主義モデル」にみられる重要な特質をいくつも有しており、エリツィン政権内部に「官僚的権威主義体制」のクリーヴィジとほぼ同じクリーヴィジが形成されていたことを立証しようとしている。ここで、両者に共通する特質として挙げられているのは、原材料の輸出が産業の中心であり、新しい産業が育ちにくいこと、官僚的中産セクターが形成され、商業ブルジョアジーと国際資本の結びつきが強いこと、ポピュリズムを志向するポユピリスト・セクターの形成、産業界における垂直的統合を試み、様々な国家機構の拡大と「テクノクラート化」、国際収支バランスの危機、高いインフレ率、大きな貧富格差などである。

また、「官僚的権威主義体制」の内部クリーヴィジに論

及し、その体制の内部には、「国家」の強大化を唱え、産業界において「国家」が果たすべき役割を強調する「国家資本主義派」と、よりダイナミックで効率的な経済セクターに資本蓄積を集中し、自由で開放的な経済構造を構築しようとする「効率追求派」が存在すると指摘している。この場合、「国家資本主義派」は「公共セクター」の強化に努め、国内市場のために保護主義的な経済政策を採用し、ときにはポピュリスト的政策に通じるような分配政策を実施しようとするのに対して、「効率追求派」は国内ブルジョアジーに対する経済補助を打ち切り、輸入外国製品の関税を引き下げ、国内資本の弱さを露呈しかねないような経済政策をとることによって、経済構造をできるだけ効率的に稼働させようとする。

著者は、新制度論の観点から判断して、これら二つのうちの「国家資本主義派」は「仲間内資本主義派」にほかならないと指摘し、さらに「官僚的権威主義モデル」をロシア・ケースに援用する場合には、以下の二点に注意しなければならぬと指摘している。まず第一に「仲間内資本主義派」と「効率追求派」の双方が相互に相手方の経済観や経済行動を限定するという側面がラテン・アメリカのケースより強いことであり、第二に特定の利益の分配結果をめ

ぐつて、それまでは「効率追求派」に属するとみられていたにもかかわらず「仲間内資本主義派」としての本性をみせる勢力があったり、「仲間内資本主義派」のなかにも利権獲得をめぐつてクリーヴィジが存在することである。

最後に、著者は「おわりに」において、本研究を総括して、ロシアが抱える様々な病理を克服するために、「国家」の再構築がせひとも必要であると指摘している。この場合、「国家」の再構築とは、具体的には——ロシアが(1)「略奪・搾取国家」から「財産権・契約を保護、徹底できる国家」に生まれ変わることであり、(2)市場経済における私有財産の透明性を高め、企業が常に市場の厳しい目にさらされるように「国家」の監督機能を高めることであり、(3)幼少期から国民に対して徹底した倫理教育を施すことであり、(4)「国家」の徴税システムを抜本的に改善することであり、さらに(5)利己的な目的を達成するための暴力に対して、「国家」がそれを上回る国家権力を発動し、犯罪者を必ず検挙し、厳正に処罰するようになることである。

また、ラテン・アメリカ諸国が辿った経路を検証しつつ、ロシアが「国家」を再構築し、民主主義の制度化を達成するためには、(1)「国家資本主義」路線を突き進み、一九

九八年を上回るような経済破綻に直面し、「国家」の市場介入の失敗がだれの目にも明らかになること、(2) 現体制の中核に当初から存在したような「効率追求派」ではなく、外部から体制を批判してきた勢力のなから、市場経済を正しく理解する指導者が登場することが必要であり、(3) 「国家」の再構築が本格的に開始されても、それが確実に成果を挙げるまで、長期にわたる粘り強い努力を継続することが求められ、(4) 「国家」の性格が正しい方向に転換されて初めて、民主主義的クリーヴィジが姿を現し、ロシア国民の間で民主主義的な価値が認識されるようになるという注目すべき結論に到達している。

以上が宮澤秀爾君が提出した博士学位請求論文『民主主義制度化のディレンマ——ロシア連邦における市場経済化・政治クリーヴィジ形成の新制度派分析』の概要である。特筆すべき学問的成果を列挙すれば、以下の通りである。

まず第一に、合理的選択新制度論を旧共産圏諸国における体制移行の政治経済学的分析に適用した研究として、本論文はおそらく日本で初めての体系的な業績である。旧体制期から残された負の遺産の影響のために、旧共産圏諸国の市場経済化や民主主義制度化が順調には進まないことが明らかになるにつれて、アメリカの体制移行研究者の間で

新制度論の重要性が強く認識されるようになったにもかかわらず、日本の研究の主流は従来どおり一次資料を精査することに置かれてきた。そのような学問的環境のなかで、共産圏研究のメッカであるコロンビア大学に留学した宮澤君がダグラス・ノース (Douglas North)、スレイン・エガートソン (Thrainn Eggertsson)、ケネス・シェプスリー (Kenneth Shepsle)、テリー・モー (Terry Moe) などの理論的文献を読みこなし、それらを体制移行研究に適用したことは、新しい実験的な試みとして十分に評価されてよい。さらに、「財産権」、「国家」、「トランザクション・コスト」など、新制度派経済学の概念を使用することによって、本論文がロシアに形成される市場経済のタイプと民主主義におけるクリーヴィジのタイプがどのように関連しているかについて、新しい見解を提示したことも高く評価されてよい。

第二に、宮澤君は民主主義と市場経済の相互関係という比較政治学の重要問題に独自の視点ないし枠組みを提示した。民主主義と市場経済の相乗経済の相乗効果を強調するだけでなく、どのようなタイプの「国家」に立脚するかによって異なるクリーヴィジが形成され、その結果、市場経済が定着し、民主主義的な価値が認められるケースと、そ



うでないケースが選別されるというのである。なお、ここで宮澤君が使用している「国家」概念は、ダグラス・ノースの財産権アプローチに基づく「国家」概念である。ノースによれば、「国家」には大きく分けて市場経済における財産権や経済ユニット間の契約の保護・徹底に尽力する「国家」と、そのような機能を果たさず、「国家」を構成する特定の階級が獲得する収益（レント）を最大化してしまう「国家」の二つのタイプがあるとされる。また、「クリーヴィジ」については、民主主義体制の下ではクリーヴィジとコンセンサスの間のバランスがとれていなければならぬとするセイモア・リップセットの概念が使用されている。

第三に、新制度論を用いて「官僚的権威主義モデル」を修正するという作業を通じて、「ロシアとラテン・アメリカの体制移行を比較するという新しい実験が試みられている。確かに、宮澤君が論ずるように、ポピュリスト・セクターを弾圧するために軍部が政権のなかで重要な地位を占めるという点を大きな例外として、ラテン・アメリカにみられた「官僚的権威主義体制」の多くの特徴はロシアにも当てはまる。それだけでなく、最近のロシア情勢をみれば、一九九八年夏の経済危機以後、内務省、諜報局、政治警察出身者など、治安機関派が政権のなかで大きな比重を占めて

いるし、首相に登用された旧KGB出身のプチンがチェchen情勢への介入を通じてエリツィン以後の最有力の大統領候補として登場するなど、ラテン・アメリカ諸国が約三〇年前に経験した政治・経済体制にロシアが接近しつつあるような印象さえ免れない。また、逆に、そのような政治・経済体制がロシアにおいて形成されたために、「官僚的権威主義体制」崩壊後のラテン・アメリカ諸国の体制移行の経験が重要な参照例になるともいえるだろう。

以上みたように、宮澤君はいくつかの注目すべき学問的成果を挙げている。しかし、提出された論文に欠点ないし将来への課題が存在しないわけではない。例えば、第一に、第2章の「一般理論」の応用範囲はそれほど広くないのではないかと考えられる。宮澤君自身が「本章における一般理論は、民族・言語・宗教グループ間のクリーヴィジが財産権制度・市場メカニズムのタイプによって生み出されるクリーヴィジよりも社会に深く刻み込まれている国々に多く存在する『多極共存型民主主義』には当てはまらないであろう」と述べている通り、世界的にみれば、民族・言語・宗教グループ間の抗争がそのまま政治クリーヴィジとして反映されている国も少なくない。また、韓国のように、国内の地域対立が政治クリーヴィジの形成において重要な

役割を演じている国も存在する。したがって、これらの国々に「一般理論」が当てはまらないとすれば、この理論の「一般性」にも疑問符が付かざるをえないだろう。

第二に、一九九〇年代のラテン・アメリカ諸国に関する宮澤君の研究が不十分と思われ、そのためにロシアとの比較に関する記述に改善の余地が残ることを指摘しなければならぬ。宮澤君は一九九〇年代のブラジル・アルゼンチンに関する自分の知識はエコノミスト (*The Economist*) やフォーリン・アフェアーズ (*Foreign Affairs*) に掲載された両国に関する記事の範囲を大きく超えるものではないと告白しているが、そうであるならば、今後は、既存のラテン・アメリカ研究の成果をより広範に吸収する努力を積み重ねなければならぬ。それによって、宮澤君のロシア研究やロシアとラテン・アメリカ諸国との比較研究も進展し、その成果がより大きな説得力をもつようになるだろう。

宮澤君が提出した学位請求論文は以上のような欠点や課題を抱えているが、すでに指摘したような大きな業績からみて、このことは決して本論文の価値を大きく減ずるものではない。我々審査員一同は宮澤秀爾君に法学博士(慶應義塾大学)を授与することが適当であると判断する。

平成二二年一月二一日

主査

慶應義塾大学法学部教授  
法学研究科委員法学博士

小此木 政 夫

副査

慶應義塾大学法学部教授  
法学研究科委員法学博士

山 田 辰 雄

副査

慶應義塾大学法学部教授  
法学研究科委員経済学博士

田 中 宏